

第4章

緑の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

施策の方向性ごとに3つの施策を設定します。これらの施策を推進することで、基本方針の実現を目指します。



2 基本施策

基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり

1-1 水と緑のネットワーク形成

① 河川を軸とした生物多様性の保全

多くの河川・水路が流下する本市の特徴を活かして、河川・水路沿いの緑化により生物多様性を保全し、緑豊かな都市環境を創出します。

<主な施策内容>

| | | |
|---------------|---|------|
| ○河川・水路沿いの緑化推進 | 河川、水路沿いの水辺は、生物多様性に配慮した緑化を推進し、生態系の健全な維持を図る。 | 緑の創出 |
| ○生態系ネットワークの形成 | 市内を流れる河川や水路等の適正な維持管理、改修に努め、多様な生物が回遊することができるネットワークを形成する。 | 緑の保全 |

② 都市の骨格・拠点となる緑地の保全

庄内川・新川・五条川一帯等の都市の骨格となる河川緑地、自然環境保全地域である蓮華寺寺叢（じそう）等の拠点となる緑地を保全します。

<主な施策内容>

| | | |
|----------------|---|------|
| ○骨格となる河川緑地の保全 | 庄内川・新川・五条川一帯は、面的な広がりを持つ河川緑地を維持し、保全を図る。 | 緑の保全 |
| ○蓮華寺寺叢（じそう）の保全 | 蓮華寺寺叢（じそう）は、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として豊かな自然環境の保全に努める。 | 緑の保全 |

③ グリーンベルトを形成する農地の保全

農地が持つ多面的な機能を活用するため、地域を囲む良好なグリーンベルトを形成する農地を保全します。

<主な施策内容>

| | | |
|-------------------|--|------|
| ○農用地区域としての郊外農地の保全 | 郊外に広がる農地は、市街地との調和を図りながら、農用地区域として農業生産の場や洪水時の貯水機能等の維持に努める。 | 緑の保全 |
| ○市街化区域内農地の保全 | 生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図る。 | 緑の保全 |

1-2 河川・水路の親水性向上

① 多自然川づくりの促進

五条川、蟹江川、福田川等の河川改修においては、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進します。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------------|---|------|
| ○多自然川づくりによる河川改修 | 五条川、蟹江川、福田川等は、自然環境の保全・復元に配慮した河川改修を促進する。 | 緑の創出 |
|-----------------|---|------|

② 親水空間づくりの促進

川を眺めることができる川辺の散策路や、親水性を向上する階段の設置等、親水空間づくりを促進します。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------|---|------|
| ○川辺の散策路整備 | 五条川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川等の河川や水路では、堤防道路等を活用した散策路整備を促進する。 | 緑の創出 |
| ○親水施設整備 | 五条川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川等の散策路整備に合わせて、川に近づくことのできる階段や水辺広場等の設置を促進する。 | 緑の創出 |

③ 水環境の保全

公共下水道の整備推進により、河川等の公共用水域の水質保全を図り、緑地による遊水・保水機能を確認し、水環境の保全に努めます。

<主な施策内容>

| | | |
|---------------|--|------|
| ○公共下水道の整備推進 | 公共下水道の整備を推進し、河川や水路の水質改善を図る。 | 緑の創出 |
| ○雨水貯留・浸透施設の設置 | 公園や散策路、歩道等の整備・改修の際に、雨水貯留・浸透機能を有する浸透側溝や保水性舗装等の導入に努める。 | 緑の創出 |

1-3 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

① 公園緑地の防災機能の強化

災害時に広域避難場所等として活用できる公園緑地の整備に努め、既設の公園緑地についても防災機能の強化を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|------------------|--|------|
| ○広域避難場所等防災拠点の整備 | 森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園等の規模が大きな公園において、広域避難場所として活用できるよう防災機能の強化に努める。 | 緑の創出 |
| ○既設の公園緑地の防災機能の強化 | 既設の公園緑地への耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等を推進し、防災機能の強化に努める。 | 緑の創出 |

② グリーンインフラによる防災・減災機能の強化

緑とオープンスペースが有する防災・減災機能を活用して、河川への雨水流出抑制等、総合的な災害対策を推進します。

<主な施策内容>

| | | |
|---------------------------|--|------|
| ○グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進 | 公園や広場等での雨水貯留機能の確保や、公共施設での保水性舗装等の導入を推進する。 | 緑の創出 |
|---------------------------|--|------|

③ 安全安心な緑の都市づくり

日常的な市民の安全安心を確保するために、公園緑地の安全性の確保、防犯対策等に配慮します。

<主な施策内容>

| | | |
|-------------|--|------|
| ○公園施設の更新・修繕 | 公園施設のパトロールや点検を定期的を実施し、計画的に施設の更新・修繕を実施する。 | 緑の管理 |
| ○植栽の適正管理 | 公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者による管理体制を構築する。 | 緑の管理 |

基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり

2-1 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備

① 社寺林等の緑地の保全と活用

社寺林をはじめ、地域に残された緑地の保全を図るとともに、環境学習や地域のふれあい等の場としての活用を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|----------------|--|------|
| ○史跡「甚目寺境内地」の保全 | 甚目寺境内地内の建物や樹木等を保全し、史跡「甚目寺境内地」の維持に努める。 | 緑の保全 |
| ○社寺林等の保全 | 社寺林の保全を促進するとともに、境内地は地域住民の憩い・ふれあいの場としての活用を図る。 | 緑の保全 |

② 地域の歴史文化を学ぶ環境づくり

甚目寺観音や蓮華寺等の歴史的資源や伝統文化を継承していくことができるように地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりを推進します。

<主な施策内容>

| | | |
|-------------------|--|------|
| ○歴史的資源や伝統文化の周知・PR | 地域の歴史・文化に関するパンフレットの作成や市ホームページでの情報発信等を推進する。 | 緑の活用 |
| ○歴史的資源周辺的环境整備 | 歴史的資源等の解説板や案内板の整備や、周辺の緑化、美化を推進する。 | 緑の活用 |

③ 歴史・文化を巡る道づくり

甚目寺観音や萱津神社、七宝焼ゆかりの地域（七宝焼アートヴィレッジ等）、旧街道を活かした歴史・文化を巡る道づくりを推進します。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------------|---|------|
| ○歴史・文化拠点周辺の緑化促進 | 甚目寺観音や萱津神社の境内地内にある緑の保全や、周辺道路の沿道緑化を促進する。 | 緑の創出 |
| ○旧街道における歩行空間の整備 | 旧街道を散策路として利用できるよう、歩行空間の確保、及び沿道緑化を推進する。 | 緑の創出 |

2-2 地域の特性に応じた公園の整備・充実

① 拠点となる公園緑地の充実

広域的な交流拠点となる庄内川河川緑地や、森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園、七宝焼アートヴィレッジ等、規模の大きな既設公園や施設の拠点性の維持・向上を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|-------------------|---|------|
| ○広域的な交流拠点の整備（庄内川） | 庄内川の河川敷は、清須市・大治町と連携して、潤いのある水辺環境の創出、親水空間の整備を推進する。 | 緑の創出 |
| ○拠点となる公園の再整備 | 森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園は、市民ニーズを踏まえ、レクリエーション需要や防災機能の強化に対応した再整備を検討する。 | 緑の創出 |

② 地域の身近な公園の整備推進

鉄道駅周辺や整備の重要性の高い場所、公園が不足する場所を中心に地域の身近な公園として街区公園等の整備を推進します。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------------------|---|------|
| ○街区公園等の整備 | 公園が不足する地域や今後市街化を検討する地域は、地域住民が身近に利用できる街区公園等の整備を検討する。 | 緑の創出 |
| ○密集市街地におけるオープンスペースの確保 | 密集市街地においては、空き家・空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討する。 | 緑の創出 |

③ 地域の特性に応じた公園の再整備

既設の街区公園等において、施設の老朽化等により、市民ニーズに対応できなくなった公園を中心に再整備を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------------|---|------|
| ○既設の街区公園等の再整備 | 既設の街区公園等で、施設の老朽化や管理が不十分な公園を中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図る。 | 緑の創出 |
| ○市民ニーズに対応した公園再生 | 既設の公園に関して地域住民の利用状況や市民ニーズを把握し、施設設置や植栽に市民意見等を盛り込んだ公園づくりを推進する。 | 緑の創出 |

2-3 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

① 都市構造に対応した緑化推進

街なか居住拠点や防災・交流拠点等、都市構造上、重要な場所においては、重点的な緑化の推進、緑地の創出を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|--------------|--|------|
| ○緑化重点地区の指定 | 既存市街地や新たに市街化を検討する地域では、緑化重点地区の指定を行い、重点的に緑化の推進、公園や広場等の創出を図る。 | 緑の創出 |
| ○市民緑地認定制度の活用 | 農地や未利用地となっている空き地については、市民緑地認定制度等を活用し、オープンスペースの維持、確保に努める。 | 緑の活用 |

② グリーンインフラを活用した都市づくりの推進

総合的な治水対策や賑わいづくり、暑熱対策等の複数の地域課題に対応するため、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの導入を進め、持続可能で魅力ある都市づくりを推進します。

<主な施策内容>

| | | |
|---|--|------|
| ○グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画 [※] の策定 | グリーンインフラの目標や事業内容を定めた「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」の策定を検討する。 | 緑の活用 |
| ○グリーンインフラの活用推進 | 事業計画に基づく公園緑地の整備や公共施設緑化等を推進する。 | 緑の活用 |
| ○雨水流出抑制対策の推進 | 河川や下水道への雨水流出量を低減するため、公園や歩道での保水性舗装や雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。 | 緑の活用 |

※グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画

国のグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施する際に、地方公共団体（または地方公共団体及び民間事業者からなる協議会）が定める計画。緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標や、事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業等について定める。実施事業に関しては、公園緑地の整備、公共施設緑化の緑化、民間建築物の緑化、緑化施設の整備、市民農園の整備のうち、2つ以上の事業を実施すること、もしくは複数の事業主体で取り組む内容であることが要件となる。

③ 多様な市民ニーズへの対応

公園の利活用促進のため、多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、誰もが利用できるインクルーシブパークの整備を推進します。

<主な施策内容>

| | | |
|------------------|--|------|
| ○地域住民の参画による公園整備 | 公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。 | 緑の活用 |
| ○インクルーシブパークの整備推進 | 従来のユニバーサルデザインに加え、障害の有無や、性別、年齢、言語の違いに関わりなく、各々がそれぞれの遊び方で楽しめるインクルーシブデザインを導入した公園整備を推進する。 | 緑の創出 |

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり

3-1 地域の景観資源の保全・活用

① シンボルとなる景観資源の保全・活用

地域のシンボルとなる樹木、樹林地、河川、歴史的な街道、街並み等の景観資源を保全し、緑の都市づくりへの活用を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|----------------|---|------|
| ○道路緑化の推進 | 都市の骨格を形成する幹線道路では、街路樹の植栽や更新等により、道路緑化を推進する。 | 緑の創出 |
| ○歴史的な景観資源の保全活用 | 甚目寺観音、萱津神社や旧街道沿道では、既存の樹木・樹林の保全に努め、良好な街並み景観の保全を図る。 | 緑の保全 |

② 民有地緑化の促進

「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく公園緑地の緑化指導や、県の緑化を支援する制度を活用した民有地緑化を促進します。

<主な施策内容>

| | | |
|-------------------|---|------|
| ○開発指導要綱に基づく緑化指導 | 「あま市宅地開発等に関する指導要綱」の公園緑地の設置基準等に基づき、適正な宅地開発を誘導する。 | 緑の創出 |
| ○「あいち森と緑づくり事業」の活用 | 「あいち森と緑づくり事業」を活用し、接道部の生垣化や空き地への植栽等、民有地緑化を促進する。 | 緑の創出 |

③ 公共施設・幹線道路の緑化推進

公共施設や幹線道路の緑化を推進するとともに、多くの市民が利用する公共施設においては、緑化の推進によるイメージアップを図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|-------------------|--|------|
| ○公共施設・幹線道路の緑化推進 | 公共施設の再整備や都市計画道路の整備にあわせ、あま市の花「ゆり」やあま市の木「ハナミズキ」等の植栽による緑化を推進する。 | 緑の創出 |
| ○愛知県のアダプトプログラムの活用 | 「愛・道路パートナーシップ事業」等を活用し、緑の管理や美化活動等への市民参加を促進する。 | 緑の管理 |

3-2 市民や事業者との連携・協働の推進

① 市民参加による公園緑地の利便性の向上

地域の賑わい創出やコミュニティ醸成のために、市民参加による公園緑地の利便性向上を図り、そのための協議会設置を推進します。

＜主な施策内容＞

| | | |
|------------------|---|------|
| ○利便性向上に資する協議会の設置 | 公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等が住民ニーズの共有や利用方法の協議等を行う協議会づくりを検討する。 | 緑の活用 |
|------------------|---|------|

② 民間活力導入による公園の運営

指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度等、民間活力導入による公園の管理運営を推進します。

＜主な施策内容＞

| | | |
|----------------------|--|------|
| ○指定管理者制度やPark-PFIの導入 | 公園施設の設置・管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等の導入を検討する。 | 緑の管理 |
| ○協働によるドッグランの管理運営 | 市民団体等との協働によるドッグランの管理運営体制を構築する。 | 緑の管理 |
| ○各種制度に関する情報発信 | 市民団体等に対し、指定管理者制度や Park-PFI 等の情報提供を行うとともに、要望に応じて説明会等の実施を検討する。 | 緑の管理 |

③ 地域活動団体の育成・支援

まちづくりの活動団体やNPO法人、事業者等と連携した緑の都市づくりを推進するとともに、地域活動団体の育成・支援に努めます。

＜主な施策内容＞

| | | |
|------------------|---|------|
| ○「みどり法人」制度の活用 | 緑地整備と管理機能を有するNPO法人やまちづくり会社等の育成に努める。 | 緑の管理 |
| ○事業者のCSR活動との連携推進 | 事業者の都市緑化活動を促進するため、都市緑化活動への支援・表彰制度を検討する。 | 緑の管理 |

3-3 緑に関する情報発信と普及啓発

① 緑に関する情報発信

緑に関する各種施策や連携・協働の取組み、緑化支援制度等について、広報誌やWebを活用して積極的に情報発信を行います。

<主な施策内容>

| | | |
|---------------|--|------|
| ○情報発信の充実 | 市ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とPRに努める。 | 緑の活用 |
| ○緑化支援制度の周知・PR | 県や市が行う緑化支援制度について、パンフレットの作成・配布等により周知・PRを行う。 | 緑の活用 |

② 緑に関する普及啓発

市民や事業者との連携・協働のきっかけとなるように、植樹祭や緑に関する講習会の開催等により、普及啓発を図ります。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------------|------------------------------------|------|
| ○植樹祭等緑化イベントの開催 | 植樹祭等のイベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に努める。 | 緑の活用 |
| ○ガーデニング等の講習会の開催 | ガーデニングや家庭菜園等の講習会を開催し、市民の緑化活動を支援する。 | 緑の活用 |

③ 環境学習や啓発活動の充実

自然環境保全や地球温暖化対策に関して、市民一人ひとりが認識と理解を深め、行動に移せるように情報提供や啓発活動を強化します。

<主な施策内容>

| | | |
|-----------------|--|------|
| ○子どもたちへの環境学習の推進 | 小中学校での環境学習に対し、資料の提供や講師の紹介等を行い、環境学習の充実に努める。 | 緑の活用 |
| ○生涯学習による啓発活動の充実 | 自然環境保全や地球温暖化対策に関する生涯学習講座を企画し、市民意識の啓発を図る。 | 緑の活用 |

3 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）

（1）緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定めることとされています。

そのため、緑化重点地区では、本市の重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等の多様な主体において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等、それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましいとされています。



「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として緑の保全と緑化を推進

【参考】緑化重点地区について

<緑化重点地区の設定要件の具体例>

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない住宅地
- ③ 風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区
- ④ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ⑤ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ⑥ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

<区域設定の留意事項>

- 緑化重点地区は、緑化地域以外の区域を定めるもの
- 緑化重点地区は、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については緑化重点地区に定めるものではない。

<緑化重点地区で講じる緑化施策>

- 緑地協定及び市民緑地契約の締結
- 市民緑地設置管理計画の認定（市民緑地認定制度）
- 公共公益施設の緑化
- 地区計画等の区域における緑化率規制
- 緑化施設整備計画の認定
- 民有地緑化に対する助成
- 都市公園の整備 等

出典：都市緑地法運用指針（2018（平成30）年4月改定）

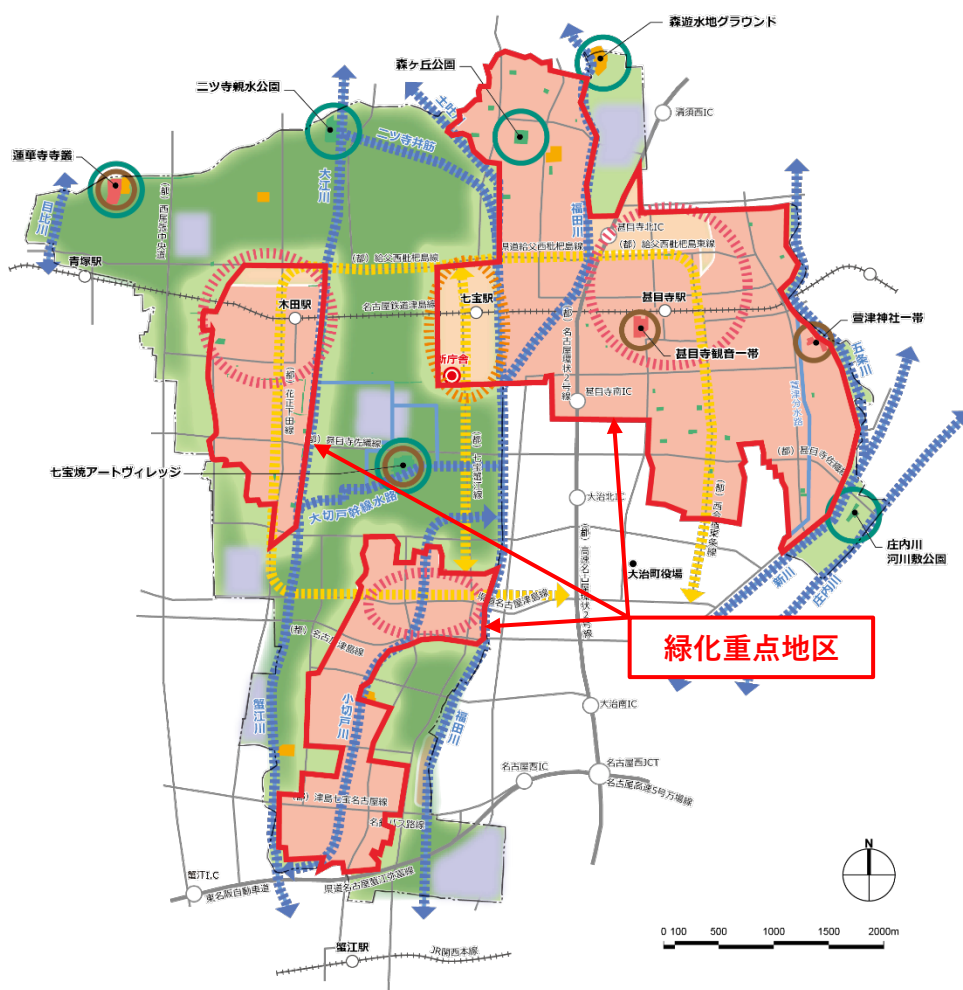
(2) 緑化重点地区の設定

本計画における緑の将来像の実現に向けて、長期的な視点に立ち、市民緑地制度等、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、以下の4つの視点から、市街地ゾーン、市街地検討ゾーンを緑化重点地区として設定します。

緑化重点地区においては、市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの確保、新市街地整備に合わせた公園整備、緑が少ない地域での公共施設緑化、民有地緑化等を重点的に推進します。

<設定要件>

- ① 鉄道駅や庁舎等、市のシンボルとなる地区
- ② 市街化区域や市街化検討ゾーン等、緑化の必要性が高い地区
- ③ 駅周辺等の商業・観光交流となる地区
- ④ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区



凡例

| | | | | | |
|--|----------------|--|---------|--|---------------|
| | グリーンベルト（農地の保全） | | 街なか居住拠点 | | 市街地ゾーン |
| | 親水環境軸（水の軸） | | 防災・交流拠点 | | 市街化検討ゾーン |
| | 生活交流軸（道の軸） | | 主な公園緑地 | | 農住・自然ゾーン |
| | 緑の拠点 | | 公共施設緑地 | | 既存工業地・産業誘導候補地 |
| | 歴史・文化拠点 | | 寺社境内地 | | 主な水路 |
| | | | 緑化重点地区 | | |

■ 緑化重点地区